

社会福祉法人たちばな童園 役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人たちばな童園(以下「当法人」という)定款 8 条及び 21 条の規定に基づき、役員(理事及び監事)及び評議員(以下「役員等」とする)の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等に対して、職務執行の対価として別表に定める額を支給する。ただし、当法人の職員を兼務し職員給与が支給されている役員に対しては、報酬等を支給しない。

2 前項に規定する役員に対する報酬等の総額は、各年度に 300,000 円を超えない範囲で支給するものとする。

(報酬等の支給方法)

第3条 役員等に対する報酬は、当該会議に出席した都度、現金により本人に支給する。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(公表)

第4条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法五十九条の二第三項に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第5条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第6条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則 この規程は、平成 29 年 6 月 26 日より施行する。

この規程は、令和 2 年 6 月 26 日より施行する。

別表

(1) 評議員

	日額
評議員会への出席	3,000 円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	3,000 円

(2) 理 事

	日額
理事会等の会議への出席	3,000 円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	3,000 円

(3) 監 事

	日額
監事監査等のへの出席	3,000 円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	3,000 円